

議案第 2 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 川崎市市制 100 周年記念表彰選考委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市制 100 周年記念表彰選考委員会を廃止するため、この条例を制定するものである。